

定例監査の結果について

1 監査期日

平成28年10月11日（火）・12日（水）・13日（木）

2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、指摘及び指導事項はないが、今後の業務にあたっては、次の事項について留意していただきたい。

- 日常より備品等の点検、廃棄処分等を行い、適正に管理するとともに、備品及び財産管理台帳を整備されたい。

(2) 個別の検討事項（意見を含む。）

個別の検討事項（意見を含む。）は、次のとおりである。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

- 自主防災組織において、避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握のため、名簿を作成するよう推進されたい。【総務課】
- 町ホームページの果たす役割は、開かれた町政の実現のため、正確な情報を、迅速かつ分かりやすく発信すること、また、他市町村の方に対し、「上三川町」をPRし、広く知ってもらうことである。そのため、その役割を再確認し、デザイン、内容等を含め、見直しを検討されたい。【企画課】
- 町民の健康寿命等、健康状況の実態を把握し、健康管理に関する目標設定をされたい。また、最も重要である健康づくりの啓蒙活動を積極的に実施されたい。【健康課】
- 公共施設の適正管理をする建築課において、施設管理台帳が策定されていない。事務執行にあたり最も重要かつ不可欠なものなので、早急に整備されたい。【建築課】